

令和元年度 最低賃金の周知に係る取組状況

1 プレスリリース（新聞発表）

（1）最低賃金を中心とした監督指導結果の公表

7月5日に平成30年度（平成31年1月～3月）に実施した最低賃金の履行確保に係る監督指導結果を公表した（266事業場実施。最低賃金違反39事業場、違反率14.7%（前年比17件増加、1.8ポイント増加））。

（2）地域別最低賃金の周知

①7月5日労働局長から地方最低賃金審議会長への諮問時、②8月5日審議会長から局長への答申時にそれぞれ公表したほか、③発効日直前の9月30日に、最低賃金周知活動取組を公表した。このうち、②8月5日の答申については、テレビ局の取材を受け、当日夕方のニュースで放映された。

（3）特定最低賃金の周知

3業種全ての専門部会が結審し、審議会長から局長への答申後、12月15日の統一発効直前の12月12日に公表した。

2 自治体が発行する広報誌を利用した周知

地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金のそれぞれの官報公示日に、広報紙への掲載枠の確保、最賃改正の最新情報の提供をメールで依頼した。その後、未掲載の自治体に対しては、直接の訪問や電話により依頼した結果、県・市町村計35自治体の広報誌に掲載された。

3 商工会議所、商工会等使用者団体が発行する機関誌を利用した周知

自治体への依頼方法に準じて、県内各商工会議所、商工会等に対して地域別最低賃金及び特定最低賃金の改正に合わせてメールで周知を依頼した。また、周知用リーフレット（本省作成、宮城局作成）等を送付して、機関誌等を利用した会員への周知要請を行った。

4 ポスター、リーフレットによる周知

（1）地域別最低賃金

①令和元年10月1日に発送

②送付先は、計969機関・団体等

県内自治体（36か所）、役場出張所、労働基準協会、労働災害防止団体、商工会議所、商工会、民主商工会、使用者団体、商店街振興組合、労働団体、広報雑誌

社、教育関係団体、高校・大学・専修学校等、スーパー本部、コンビニ地域本部、
県下図書館、道の駅、派遣団体等

(個別に送付した、最低賃金減額特例許可を受けている事業場(142件)、過去5
年間の法令違反指導事業場(243件)を含む)

(2) 特定最低賃金

①令和元年12月16日に発送

②送付先は、計804機関・団体等。

上記969機関・団体等のうち、団体は特定最低賃金適用産業に関するものに限定。

(個別に送付した、電子部品等製造業304事業場、鉄鋼業20事業場、自動車小
売業143事業(外車新車・中古車販売業者等含む)を含む。)

5 ローカルFM放送による周知

(1) ローカルFM放送局、県内10社に対して放送依頼を行った。

6 その他の取組みによる周知

(1) 発効直前の9月28日(土)、「ユアテックスタジアム」で行われた「ベガルタ仙台対
横浜・Fマリノス(TV中継有り)において、両ゴール裏フィールドサインLEDで
「宮城県最低賃金 10月1日から時給824円! 宮城労働局」と1回15秒、合計25回
掲出した。

(2) 発効日の10月1日から1ヶ月間、仙台市地下鉄(南北線・東西線)の全車両に、地
域最賃改定額を記載したステッカーによる車両広告を行った。

(3) 宮城労働局、各労働基準監督署及びハローワークの庁舎内に俳優の松崎豊さんの画
像を使用した最低賃金改正の周知用のぼり旗を設置。さらに、宮城労働局、各労働基
準監督署及びハローワークで使用する封筒に貼る最低賃金額を表示した「最低賃金シ
ール」を作成して、事業場のみならず、労働者等に対しても幅広く最低賃金額の周知
徹底を図った。

なお、シールを知った団体から、シールが傘下会員に対する周知に有効であるとする
申し出があり、シール提供した。

(4) 宮城労働局メールマガジンにおいて、最低賃金改正広報を行った。併せて宮城労働局
HP(ホームページ)のトップ画面に最低賃金額を表示したバナーを設け、そこに最低
賃金に関する資料や情報、賃金引上げのための助成金等の各種支援策を情報提供した。